

# 総務教育常任委員会資料

(令和3年3月24日)

## 【項目】

ページ

- 1 有志知事による「緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望」等に係る要請活動の結果について 【総合統括課】・・・2
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に向けた全国知事会の活動について 【総合統括課】・・・8
- 3 鳥取県人口移動調査結果（令和3年3月1日現在）の概要について 【統計課】・・・22

令和新時代創造本部

## 有志知事による「緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望」等に係る要請活動の結果について

令和3年3月24日  
総合統括課  
くらしの安心推進課  
食のみやこ推進課

緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者への実効性ある支援、及び「Go To トラベル事業」の早急かつ段階的な再開を求めるべく、全国有志の知事による政府・与党への要望活動を実施しましたので、その概要を報告します。

<緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望>  
緊急事態宣言（1月7日～3月21日）対象の11都府県を除く全国有志の34道県知事（呼びかけ人代表：広瀬大分県知事）が賛同。宣言対象地域と同様に危機的な状況にある飲食店等への実効性ある支援を求めるもの。

<「Go To トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望>  
緊急事態宣言（1月7日～3月21日）対象の11都府県を除く全国有志の32県知事が賛同。観光関連産業の維持・発展のため、感染状況を踏まえた「Go To トラベル事業」の早急かつ段階的な再開を求めるもの。

### 要望活動の概要

(1) 日 時 令和3年3月18日（木） 9:00～16:00

(2) 要 望 先 以下の政府・与党関係者

(政 府) ①加藤勝信内閣官房長官、②坂本哲志内閣府特命担当大臣（地方創生）、  
③赤羽一嘉国土交通大臣、④長坂康生経済産業副大臣

(自民党) ①二階俊博幹事長／林幹雄幹事長代理、②下村博文政務調査会長、  
③河村建夫地方創生実行統合本部長、④山口泰明選挙対策委員長、  
⑤世耕弘成参議院幹事長、⑥大島理森衆議院議長

(公明党) 石井啓一幹事長／高木美智代政務調査会長代理／浜田昌良一時金等中小事業者等支援  
チーム座長

※坂本大臣及び二階幹事長、林幹事長代理は広瀬知事及び平井知事から要望、加藤内閣官房長官及び長坂経済産業副大臣は広瀬大分県知事から要望、それ以外は平井知事から要望（賛同道県の東京事務所長も同席）

※坂本大臣、長坂副大臣には飲食店等に対する支援のみ要望、赤羽大臣にはGo To トラベル事業の再開のみ要望

(3) 要望内容 緊急事態宣言の長期化に伴い客足が遠のき厳しい経営状況にある地方の飲食店等の窮状を訴えるとともに、飲食店等に対する支援等を強く求めた。

<緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対する支援に係る緊急要望>

- ①新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に新たな特別枠の創設
- ②一時支援金にかかる要件の撤廃や支給対象の拡大等
- ③持続化給付金及び家賃支援給付金の再支給 等

<「Go To トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望>

- ①感染が落ち着いている県単位での早急な事業の再開や、段階的な利用対象エリアの拡大
- ②6月末とされている「Go To トラベル事業」の実施期間の大幅な延長 等

(4) 政府・与党からの主な発言

(坂本大臣)

- ・現在新年度予算の審議中。第3次補正（臨時交付金）の地方単独事業分の1兆円のうち約7,300億円が繰り越しとなっており、まずはそれを使っていただきたい。その後、どういう形で予算化するか、財源を確保するかを考えていく。

(赤羽大臣)

- ・各県や市などが県民割引などの独自支援を行っていただいていることに感謝。国交省として責任をもって、全国の県が行っている取組にお応えできるような対応をしっかりと行う。

(下村政務調査会長)

- ・県内版の「Go To トラベル事業」を早めに再開できるよう西村大臣に要請している。
- ・緊急事態宣言が3/21に解除されるので、新たな持続化給付金や一時支援金ということはないだろう。新たな地方創生臨時交付金とか、知恵を出して党としてもしっかり考える。

(山口選挙対策委員長)

- ・飲食店支援については、地方創生臨時交付金の特別枠等で、あまり締め付けず、地方に合った方法で支援するのがよい。

(世耕参議院幹事長)

- ・飲食店等の実情は理解しているが、残念ながら、本日とりまとめる経済対策（非正規雇用労働者、女性、ひとり親世帯等への新たな支援）には含まれていない。
- ・新年度予算が成立しておらず、今は補正予算の議論ができない。予算が成立すれば次の補正予算の話になるので、織り込めるようお願いしていく。
- ・「Go To トラベル事業」は段階的にやっていきたい。宣言解除となるので、まずは首都圏を外した形で再開していくとか。ゴールデンウィークまでには完全に再開していきたい。

## 緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に 対する支援に係る緊急要望について

年末年始の新型コロナウイルス感染症の急拡大を受けて、1月から11都府県において緊急事態宣言が発出され、感染拡大の起点とされる飲食店に対して営業時間短縮要請が行われた。こうした取組の結果、国民や事業者の協力もあり、全国において感染は確実に減少してきているが、独自の対策で感染拡大の抑え込みに成功し、緊急事態宣言の発出にまで至ることのなかった地域においても、飲食店や関連事業者は、緊急事態宣言を受けた全国的な自粛ムードの中で客足が途絶えるなど、緊急事態宣言地域と同様に危機的な状況にある。

しかしながら、営業時間短縮要請を行わなかった地域の飲食店は、協力金という形で国からの支援が得られない立場である。また、独自の営業時間短縮要請を行った地域においても、飲食店への協力金の支給は行われているが、その取引事業者等に対しては、一時支援金のような国による支援制度は設けられていない状況である。

これまで緊急事態宣言地域のみならず、全国において国民、事業者、行政が連携して感染拡大を抑え込む努力を行ってきた。その影響を受けて大幅に売上が減少した事業者が存在するにもかかわらず、地域によって得られる支援に差がある現状を、我々は看過するわけにはいかない。国においては、緊急事態宣言地域外の事業者に対しても、実効性ある支援策を公平に講ずるべきである。

については、下記について、緊急に要望する。

### 記

1. 緊急事態宣言地域と同様に危機的な状況にある緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者に対して、下記により速やかに支援すること。
  - ・ 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設すること。
  - ・ 一時支援金について、緊急事態宣言地域内の飲食店との取引等の要件撤廃も含め、営業時間短縮要請を受けていない飲食店や観光・宿泊・交通も含めた関連事業者を幅広く支給対象とすること。また、支給額の上限引上げや売上げ要件の緩和等を行うとともに、不要不急の外出・移動の自粛による影響に係る要件については、弾力的かつ柔軟な運用を図ること。
  - ・ 持続化給付金及び家賃支援給付金の再度の支給を行うこと。
2. 感染のリバウンドや第四波等の発生は、既に危機的な状況に置かれている飲食店や関連事業者にとっては致命的な打撃になることから、特に警戒しなければならない。緊急事態宣言の発出にまで至ることなく、独自に感染拡大を抑え込んだ地域では、積極的疫学調査やPCR検査の着実な実施等により封じ込めていることから、緊急事態宣言解除後の地域も含め、全国を通じてその体制を整備すること。

令和3年3月10日

北海道知事	鈴木直道
青森県知事	三村申吾
岩手県知事	達増拓也
宮城県知事	村井嘉浩
秋田県知事	佐竹敬久
山形県知事	吉村美栄子
福島県知事	内堀雅雄
茨城県知事	大井川和彦
群馬県知事	山本一太
新潟県知事	花角英世
富山県知事	新田八朗
石川県知事	谷本正憲
福井県知事	杉本達治
山梨県知事	長崎幸太郎
長野県知事	阿部守一
静岡県知事	川勝平太
三重県知事	鈴木英敬
滋賀県知事	三日大造
奈良県知事	荒井正吾
和歌山県知事	仁坂吉伸
鳥取県知事	平井隆治
岡山県知事	伊原木太彦
広島県知事	湯崎英嗣
山口県知事	村岡恵造
香川県知事	浜村時広
愛媛県知事	中田省司
高知県知事	濱田祥義
佐賀県知事	山中法道
長崎県知事	中蒲郁夫
熊本県知事	蒲広瀬貞
大分県知事	河野俊嗣
宮崎県知事	河塩康一
鹿児島県知事	沖繩玉

## 「G o T o トラベル事業」の段階的な再開に係る緊急要望

「G o T o トラベル事業」が全国一斉に一時停止された影響を受け、年末年始を中心に宿泊施設等で多くのキャンセルが発生した。さらに、11 都府県に対して緊急事態宣言が発出されて以降、旅行マインドは一層冷え込み、観光関連産業では極めて厳しい状況が続いている。

こうした中、我々は、安心して観光客にお越しいただくことができるよう、観光関連事業者と連携して感染防止対策の徹底を図ってきたところである。また、感染状況が落ち着いている地域では、独自に宿泊割引等の観光需要の喚起を行っているところであるが、これまでにクラスターが発生したとの報告はない。

については、地域経済の活性化に大きな役割を果たしている観光関連産業の維持・発展のため、地域の観光需要喚起に有効な「G o T o トラベル事業」の早急な再開など、下記の点について緊急に要望する。

### 記

- 1 観光関連産業の本格的な再生のためには、東京都など大都市圏の旅行需要の喚起が不可欠であるが、現在の感染状況に鑑み、客観的な判断基準のもと、まずは感染状況が落ち着いている県単位で早急に「G o T o トラベル事業」を再開すること。また、感染状況を見極めながら段階的に利用対象エリアを広げるなど、各県の意向等も踏まえ、制度を柔軟に運用すること。
- 2 昨年春の全国的な緊急事態宣言の発出以降、インバウンドも含め一年近くに亘って観光需要は低迷し、「G o T o トラベル事業」により一時的に持ち直したものの、観光関連事業者の経営は極めて深刻な状況にあり、回復には相当の期間を要する。また、段階的に対象エリアを広げた場合、地域間に不公平が生じるおそれがあることから、6月末とされている「G o T o トラベル事業」の実施期間を大幅に延長すること。
- 3 制度や運用を変更する場合は、観光関連事業者が十分な準備を整えられるよう事前に周知を図るとともに事務の簡素化等に努めること。

令和3年3月17日

青森県知事	三村	申吾
岩手県知事	達増	拓也
宮城県知事	村井	嘉浩
秋田県知事	佐竹	敬久
山形県知事	吉村	美榮子
福島県知事	内堀	雅雄
茨城県知事	大井川	和一彦
群馬県知事	山本	一太
新潟県知事	花角	英世
富山県知事	新田	八朗
石川県知事	谷本	正憲
福井県知事	杉本	達治
山梨県知事	長崎	幸太郎
長野県知事	阿部	守一
静岡県知事	川勝	平太
三重県知事	鈴木	英敬
滋賀県知事	三日	大造
奈良県知事	荒井	正吾
和歌山県知事	仁坂	吉伸
鳥取県知事	平井	伸治
岡山県知事	伊原木	隆太
広島県知事	湯崎	英彦
山口県知事	村岡	嗣政
香川県知事	浜田	恵造
愛媛県知事	中村	時広
高知県知事	濱田	省司
佐賀県知事	山中	祥義
長崎県知事	中村	法道
熊本県知事	蒲島	郁夫
大分県知事	広瀬	勝貞
宮崎県知事	河野	俊嗣
鹿児島県知事	塩田	康一

## 新型コロナウイルス感染症拡大防止等に向けた全国知事会の活動について

令和3年3月24日  
総合統括課

令和3年3月20日に、1月7日に発出された緊急事態宣言が3月21日で解除されることが決定されたことを踏まえ、解除後の感染再拡大の回避や変異株への対策、集団免疫を獲得するためのワクチン接種の体制構築、また、国民・事業者へ感染再拡大防止対策の呼びかけを行うため、「全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部会議（第18回）」が開催され、全国知事会として政府に示す課題等が取りまとめられ、国への要請を行うこととされました。

併せて、コロナ禍で深刻化している「孤立・孤独」の問題に対して、必要とする方々に的確な支援を届けるため、全国知事会としても国との連携を早急に構築することが決定されました。

### ○ 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部会議（第18回）

① 開催日時：令和3年3月20日（土）8:40～11:30

②出席者：34都道府県知事

③内 容：

#### 【緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急宣言（別紙参照）】

全国での緊急事態宣言解除を受け、感染再拡大の防止、第4波に備えた保健・医療体制の充実・強化、緊急事態宣言地域以外の飲食業やそれ以外の業種への支援、「緊急雇用創出事業」等による雇用対策、円滑なワクチン接種体制の構築等、政府に対する緊急提言が取りまとめられた。

#### 【みんなで新型コロナを抑えよう宣言（別紙参照）】

国民・事業者に対し、宣言解除後の感染再拡大防止のため、下記の取組が呼びかけられた。

- ・宣言解除後も気を緩めることなく、マスク・手洗い・換気など基本的な予防対策の徹底
- ・年度末、年度初めの移動の多い時期に対する注意喚起
- ・事業者に対するテレワーク・時差出勤・オンライン会議等の促進、飲食店に対するアクリル板やCO2モニターの活用等による感染防止対策の徹底 等

※今後、西村内閣府特命担当大臣、田村厚生労働大臣、河野国務大臣との意見交換を実施予定。



## 緊急事態宣言解除を受けた今後の対策に係る緊急提言

1月7日に発出された緊急事態宣言は、3月21日をもって全国で解除されることとなった。しかし、変異株は全国に広がりつつあり、新規感染者数が下げ止まり、再拡大の傾向が見られる地域もあることから、引き続き感染防止対策を徹底するとともに、これまでの第3波の検証を行い、実効性のある対策をあぶり出して、強力な保健・医療体制を構築しなければならない。また、医療従事者向けの新型コロナウイルスワクチンの接種が始まったが、来月から始まる高齢者への接種を含め広く国民への接種体制を確立し、新型コロナに対する集団免疫獲得を目指すことが急務である。

他方、2か月半におよぶ緊急事態宣言により、宣言対象地域はもとより、それ以外の地域においても歓楽街や観光地をはじめ地域経済が危機的な状況に陥っており、一刻も早い支援が必要である。

我々47人の知事は、一致団結して国とも連携しつつ、感染を抑え込むために積極的疫学調査を徹底するなど、全力を尽くして、全国民が安心して、希望をもって暮らしていける日々を取り戻す決意である。また、全国知事会としても、保健師や看護師等の派遣協力を通じて、全国での感染の抑え込みに努める所存である。

については、政府におかれても、下記の項目について対処されるよう提言する。

### 1. 感染再拡大の防止及び第4波に備えた保健・医療体制の充実・強化について

- 国においては、第3波の経験と検証を踏まえ、感染再拡大（リバウンド）を回避するため警戒を緩めず感染防止対策を継続するよう、国民や事業者への呼び掛けを強力に行うこと。併せて、感染状況ステージの指標見直しやサーキットブレーカーの検討を、都道府県とともに行うこと。
- 宣言解除後の再拡大を防ぐ上で、変異株も含めた感染拡大防止策を展開することが今後の対策の根幹であり、積極的疫学調査と入院・治療の徹底を図り、都道府県・保健所が感染ルートを探知し感染の封じ込めを図れるよう支援すること。併せて、緊急事態宣言地域外も含め地域の実情に応じた大規模なPCR検査実施など思い切った対策を速やかに講じ、新技術の導入支援も含め、PCR検査や積極的疫学調査等に対する強力な財政支援を行うとともに、検査件数の増加に対応したチップやチューブ等の検査用資材の安定供給を図ること。また、まん延防止等重点措置を柔軟に発動するなど機動的に対処するほか、モニタリングの迅速化や飲食店への重点化等の改善を行うとともに、モニタリング結果を活用した対応策を示すこと。

- 感染者数の急増時においても積極的疫学調査や入院勧告などの重要な機能を保健所が円滑に行うことができる体制を確保するため、国としても保健師の派遣や育成も含めた体制の充実・確保を図るとともに、保健所業務のひっ迫に対応するため、業務の効率化・簡素化について見直しを継続して検討すること。
- これまでの経験を踏まえ、年度末・年度初めに全国的に人の移動や飲食の機会が増加することにより、感染が再拡大することのないよう、国として対策を検討するとともに、感染防止対策の重要性をテレビCMも含め国民に強くアピールすること。また、テレワークや時差出勤の促進、飲食店でのCO2計測などについて、事業者への要請を引き続き行うとともに、導入に係る支援を強化すること。
- 全国各地での変異株の確認を踏まえ、N501Y、E484K などの変異も含め全国において新型コロナウイルス検体の遺伝子解析を行う体制を整備し、早急に国内の新型コロナウイルスの感染力の変化や特性、世界各国で確認されている変異株との関係についての分析など科学的・専門的情報を迅速に提供するとともに、退院基準も含め最新の知見を踏まえた対処方法を示すこと。加えて、民間検査機関も含め変異株のサーベイランスに要する経費は、国において全額財政措置をすること。また、世界各国での変異株の確認等を踏まえ、現行の水際対策については緊急事態宣言解除後も当面継続し、緩和の時期は慎重に判断すること。
- 空港検疫の検査で陰性であった入国者・帰国者が14日間の健康観察期間中に所在不明となり、他県で陽性となる事例が発生したことから、「入国者健康確認センター」において、すべての国からの入国者・帰国者の所在や連絡先を確実に把握し、国が責任をもって健康観察を行う体制を早急に構築すること。
- この度の第3波において、患者の急増により重症者や死亡者が増加し、通常医療にも支障が生じた経験を踏まえ、今後の第4波に備えて、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象拡大・弾力的運用・新年度での増枠や診療報酬の引上げ等により、重症病床や回復患者を受け入れる後方支援病床・社会福祉施設等を計画的に国で支援して確保するとともに、処遇改善や業務負担軽減を通じた医療従事者の確保、感染症専門施設の設置支援に取り組むこと。また、こうした地域の医療・福祉の提供体制を維持するため、新型コロナウイルス感染症患者の受入れの有無にかかわらず、受診・利用控えにより減収が生じている医療機関、薬局、健診機関、介護・福祉サービス、あん摩マッサージ・鍼灸・柔道整復等の事業所等への支援を行うこと。

- 診療・検査医療機関が引き続き発熱患者への対応を行う必要があることを踏まえ、補助金の交付や個人防護具（PPE）の支給等の支援を新年度においても継続すること。
- 第4波への対応を図るとともに、今後の新興・再興感染症の感染拡大にも対応できるよう、新型コロナウイルス感染症の重症・中等症患者の受入に中心的な役割を果たした、二次・三次医療を担う医療機関の診療報酬を大幅に引き上げること。また、医学部定数の取扱いや公立・公的病院に係る地域医療構想については、新型コロナウイルス感染症対策に支障のないよう、慎重な対応を図ること。さらに、医療従事者や重症化リスクの高い高齢者施設等における感染を防止するための施設職員に対する定期的な検査への財政支援や感染が確認された場合の支援チームの派遣について、引き続き支援すること。
- 感染拡大地域への医師・看護師の応援派遣について、国において自衛隊の活用なども含め総合調整をしっかりと行うとともに、DMAT等を参考に、感染症危機管理対策に機動的に対応できる医療チームの育成等を国の責任で行うこと。
- 後遺症に悩む患者の医療の確保に向けて、後遺症の実態解明を早急に進めるとともに、対策に取り組むこと。

## 2. 緊急事態宣言により影響を受けた全国の事業者への支援及び雇用対策について

- 全国で一致団結し感染拡大を抑え込む対策を実施してきたところであり、緊急事態宣言対象地域外の地域や営業時間短縮要請の対象となった飲食業以外の業種においても、緊急事態宣言の副次的効果により厳しい影響が生じている。こうした地域や業種を問わず多くの事業者が国全体の感染拡大防止に協力し雇用継続に努力されていることに鑑み、国においては、緊急事態宣言対象地域はもとより、それ以外の地域や飲食業以外の業種においても実効性ある経済雇用対策を公平に講ずるよう、強く求める。

特に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金において、緊急事態宣言地域外の飲食店や関連事業者を支援するための新たな特別枠を創設することも含め、感染拡大の影響を受け厳しい経営環境にある事業者に対して地方が独自に支援できるようにすること。また、一時支援金について、緊急事態宣言対象区域の飲食店との取引関係等の要件を撤廃するなど、支援対象地域も含めた支給対象の拡大や支給額の上限引上げ、売上げ要件の緩和等を図るほか、持続化給付金や家賃支援給付金の再度の支給や要件緩和・企業規模に応じた支給額の引上げを行うこと。特に飲食業等自粛の影響が強く現れた業種には、速

やかな実効性のある対策を講じるとともに、国民から十分な理解が得られるよう、事業者の経営への影響の度合いを勘案し、公平性の観点や円滑な執行等が行われることに配慮すること。

- 緊急事態宣言地域においても、宣言解除後の営業時間短縮要請に伴う協力金等に要する財政負担が多額となることを見込まれるため、即時対応特定経費交付金の交付要件緩和や、感染者の多い地域に対する感染症対応分の増額など、国として全面的な財政措置を行うこと。また、緊急事態措置区域から除外された都府県及びまん延防止等重点措置を実施すべき区域とされた都道府県における協力金の支給対象区域は、都道府県内全域とすることを含め都道府県の意向を尊重すること。
- 民間金融機関の実質無利子・無担保融資の申込み等の期限及び償還期間等の延長や返済猶予等も含めたアフターケア、信用保証協会に対する信用補完制度の拡大や支援、大企業とみなされ対象外となる地方の中堅企業に対しての中小企業支援策の適用、税の減免・優遇措置・猶予など、事業者や労働者等への支援を行うこと。併せて、一時支援金も含め各種の支援策の活用を働きかけるための周知・広報や申請サポート体制整備や適正な手数料設定、申請簡素化などにより、迅速で実効的な支給につなげること。
- 緊急事態宣言に伴う Go To トラベル事業等の一時停止により、裾野の広い観光産業をはじめ地域経済に大きな影響が及んでおり、引き続き経済情勢を踏まえて機動的に雇用創出・消費喚起対策や総需要対策を行うこと。特に、大きな損失を被っているバス・鉄道・航空・船舶・タクシー等の交通事業者や旅行業者・宿泊業者・土産物店等の観光関連事業者、飲食事業者、運転代行業者、ブライダル事業者に対し、事業規模に応じた手厚い経営支援を行うこと。また、コメをはじめ農林水産業への影響に対する対策を講じること。
- 生産性向上や新たな付加価値創出、産業の国内回帰、新たなビジネスモデルへの転換等に対する予算措置を、地域独自の対策の支援も含め、十分に講じること。
- 第3次補正予算に計上された中小企業等事業再構築促進事業や中小企業生産性革命推進事業については、速やかな執行を図るとともに、多くの事業者が活用できるよう柔軟な運用を行うこと。
- 各地域の実情に応じた経済社会対策が必要であり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金については、今後の感染状況も踏まえ、必要に応じた予備費の活用も含め、交付金の増額を機動的に行い、令和3年度もすべての地方自治体が必要とする額を国において確保するとともに、地方財政対策を十分に行うこと。

○ Go To キャンペーン事業については、感染状況などの地域の実情を踏まえ、例えばGo To トラベル事業において感染が落ち着いている地域の宿泊施設をその地域の住民が利用する場合ははじめ段階的に再開するなど、感染状況に応じ、Go To トラベル事業に準じた強力な支援も含め、適切かつ弾力的に運用すること。その際、地域共通クーポンについては、地域性や周遊旅行の特性等を反映した運用が可能となるよう、割引率の効果的な設定等の工夫も含めて検討すること。また、地域間に不公平が生じないようにするとともに、幅広い業種の支援につながることも勘案し、Go To キャンペーン事業の実施期限を延長すること。なお、早期の再開が困難な場合は、地方の独自の支援に対して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額配分するなど柔軟な対応を検討すること。

Go To イート事業については、食事券の販売期間及び利用期間が都道府県ごとの運用とされていることから、事業者や国民に混乱を与えることのないよう適時適切な周知に努めるほか、キャンペーン事務局からの加盟店への代金振り込みが早期に行われるよう対応を講ずること。

○ 緊急事態宣言の対象地域の内外を問わず、飲食店をはじめ様々な業種で働くパートやアルバイトも経済的な影響を受けていることから、事業者に対して、パート、アルバイト等への休業手当の支払いと雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の活用などを強く働きかけること。加えて、労働者が直接国へ請求できる休業支援金・休業給付金について、学生や女性を含めた非正規労働者に対して制度の活用に向けた周知を徹底するとともに、申請に関するサポート体制を整備すること。

○ 新型コロナウイルス感染症のもたらす影響により雇用に対する情勢が深刻化しつつあり、国費の拡充を通じ雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の特例措置や休業支援金・休業給付金の更なる対象拡充・延長に加え、失業給付の充実を図るほか、基金を活用した「緊急雇用創出事業」を早期に創設するなど、機動的かつ効果的な雇用対策を行うこと。なお、雇用調整助成金の特例措置等の段階的な縮減を検討する際は、地域の経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うこと。

○ 新型コロナウイルス感染症に伴う離職者を支援するため、新たなスキルの習得といった職業能力開発促進策等の一層の拡充・強化を講じ、人手不足や成長分野への労働力移動を図ること。

○ コロナ後を見据え、「新次元の分散型国土」や産業立地による新たな国・地方のあり方に向けて、政府としても強力な移住促進・企業移転推進等を展開すること。

### 3. ワクチン接種体制の円滑な実施について

#### (1) ワクチン接種の進め方及び体制の確保

- ワクチン接種については、「国民の安全・安心を第一に進めていく」との基本姿勢に立ち、現場で生じる種々の疑問に対し早急に対応できる体制を構築するなど、接種体制やシステムも含めた諸課題について検証しながら丁寧かつ着実に進めること。また、ワクチン供給が予定どおり確実に行われることはもとより、現場での準備が円滑に進むよう、国として、いつまでに国民の何割の接種を目指すのかというグランドデザインを早期に明らかにした上で、ワクチン接種の間隔等について適切な検討を加え、ワクチンの種類や量、供給時期、副反応の事例・分析結果等の情報を含め、現場で住民の理解を得てワクチン接種を円滑に進めるため、より具体的に供給スケジュールや配分量等について可及的速やかに示すこと。併せて、市町村や医療機関等が連携して円滑かつ迅速に実施することができるよう、ワクチン接種の意義・有効性及び副反応も含めた具体的情報を全ての国民に対し、迅速かつわかりやすく周知・広報を行うほか、副反応情報を組織的に都道府県と共有する仕組みをつくること。
- 医療従事者等に対する優先接種に際しては、輸入枠の確保や既に承認申請がなされた国内で製造しているワクチンの早急な承認手続など、ワクチンの総数を十分に確保・供給すること。また、医師数以外の指標も考慮する等適切に配分を進め、できる限り速やかに医療従事者等への優先接種を完了し、接種期間の重複による支障を極力生じることのないよう、高齢者に対する優先接種への円滑な移行を図ること。
- 全国で約480万人となっている医療従事者等の優先接種の対象人数には、2月16日の国通知によって新たに医療従事者等の対象になり得るとされた「助産所の従事者」「医学部生等の医療機関において実習を行う者」「予防接種業務に従事する者」が含まれていないことや、4月の年度替わりには新規採用や異動が集中することを踏まえると、対象人数は約480万人からさらに増加すると見込まれるため、早急に対象人数の上積みを把握するとともに、上積み分も含めた対象者数全てが接種可能な量のワクチンを迅速かつ確実に供給すること。
- 各都道府県の実情に応じた接種が円滑に実施できるよう、ワクチンの供給状況に応じ、基本型接種施設から基本型接種施設への移送を可能とするなど、「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」の仕様により各都道府県の運

用が制限されることのないようにし、ワクチン供給の範囲内で都道府県において弾力的に対応できる仕組みとするとともに、医療従事者等への負荷軽減や確実な体制整備を進めながら、現実的なスケジュールのもとに、丁寧かつ着実に進めること。

- 東日本大震災に係る避難者や原発・除染関連作業員も含め、漏れのない接種体制を確立すること。また、各地域での接種を早期に完了することや、重症化リスクが高い高齢者等の施設利用者に直接接する観点から、高齢者施設及び障害者施設の65歳未満の入所者・利用者、高齢者等の送迎者など接種会場の運営スタッフ、さらには接種順位の上位とならない疾患等で医療機関に長期入院している患者等についても柔軟に優先接種の対象として取り扱うことを可能とするとともに、卸の地域割に関わらず、広域的な取組の実施が可能となるよう手引きを改正するなど、地域の実情に応じて弾力的な対応ができるよう配慮すること。併せて、現場と具体的な情報共有を速やかに行いつつ、ワクチン接種に係る意義や予診票の記入方法の説明動画等、全国的に必要と考えられる周知・啓発の素材について、国において準備し全国に配布するなど、自治体窓口等への支援を行うこと。
- 施設入所者への接種を実施するに当たって、入所者がもれなく接種を受けられるよう、住民票の所在地が他の市区町村の場合の接種券の発行や予診票の同意取得に関する手順等について対応指針を示すこと。
- 4月12日から開始されることとなった高齢者への優先接種に際しては、接種の本格化に向け、段階的に接種範囲を広げながら、得られた知見を効果的に共有しつつ、検証・改善を着実にを行い、安全かつ円滑な実施と高齢者の安心の確保につなげること。
- ワクチン接種施設となる医療機関の多くは、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等様々な対応を実施している状況であるため、V-SYSに係るIDの確実な交付や簡便な運用等も含め、ワクチン接種に係る事務作業を極力省力化し、医療現場の負荷軽減を図ること。
- 人材が限られている離島やへき地をはじめ、接種に係る医療従事者の確保が課題となっていることから、潜在看護師の掘り起こしや各種団体への派遣の働きかけを行うとともに、へき地以外の地域においても、へき地と同様に看護師及び准看護師の労働者派遣を可能とするなど、国として必要な支援を行うこと。

- 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の上限額については、送迎費用等も含め接種体制の整備に係る費用に地方の負担が生じないように、引き続き、地方自治体の意見も踏まえ、国の責任において、きめ細かく必要な財政措置を講じること。
- 集団接種会場を設け短期間で大規模な接種を行うためには、接種に従事する医療従事者に対し、通常の診療を休止するなどの措置を要請する必要がある。接種に関わる医療従事者が通常診療を休止した場合の影響をふまえた十分な報酬を受け取れるよう、財政措置を行うこと。また、集団接種会場で従事した医療従事者の報酬額が地域によって差が生じないように、国において目安となる単価を早急に示すこと。
- 通所介護の事業所の近隣等で利用者へのワクチン接種を行う場合、接種時間は介護報酬に算定されないため、円滑な接種の実施に支障が生じるおそれがあることから、事業所の不利益にならない措置を講じること。
- 国が示した接種委託費用単価(2,070円)は、インフルエンザ予防接種費用と比較して低く抑えられていることから、接種医療機関をできるだけ多く確保するためにも、十分なインセンティブを持った単価設定とすること。
- 可能な限りワクチンを有効に活用するため、1バイアルから6回分採取可能な針とシリンジについて、医療従事者等接種分を確実に供給するとともに、高齢者接種分についても速やかに確保することとし、その見通しを早期に示すこと。また、キャンセル分も含めたワクチンの余剰分について、廃棄処理や接種券の送付を受けていない方への接種に係る考え方や、当初予定していた方以外に接種した場合においても予防接種法に基づく健康被害の救済対象とすることなど、国としての対応指針を示すこと。

併せて、ワクチンの希釈に必要な生理食塩水用の針とシリンジについても、医療従事者等接種分に加え、住民向け接種分についても必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。
- 今後、ワクチン接種が本格化する中、保冷バッグ、バイアルホルダー、保冷剤等のワクチン移送に必要な資器材の不足が懸念されることから、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。
- 各都道府県に設置が求められている副反応専門医療機関の設置については、大学病院や急性期病院など地域の中核的医療機関が想定されているが、これらの医療機関は、通常診療に加え、新型コロナウイルス感染症の患者の診療等



様々な対応を実施している状況であるため、国において、その他の医療機関も含めた役割を整理し一定の方向性を示すこと。併せて、アナフィラキシー対応に必要となるアドレナリン自己注射薬等の救急措置用品について、必要量を現場で確保できるよう、国としても対策を講ずること。

また、接種施設で副反応が起こった際の対応マニュアル等を早期に整備すること。

加えて、現在進められている先行接種で得られた課題や安全性、副反応等に係る知見等を速やかに都道府県と共有するとともに、相談窓口等で活用できる副反応情報FAQの充実を図るほか、供給量に制約がある中で国としての接種に対する考え方を示すこと。

- 新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は基金の創設など大胆な資金投入を行い、国家的重要戦略として、国産ワクチン製造の支援も含め、必要十分なワクチンの確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。また、治療薬等の研究開発を行う研究機関・企業等に対し重点的な支援を行うほか、医薬品・医療機器等の産業育成を戦略的に進めること。
- 市町村においては、各種健診の実施など他の保健業務も引き続き実施する必要があることから、こうした通常業務に可能な限り支障を来さないようにワクチン接種と各種保健業務との兼ね合いも考慮した上で、各種健診・保健指導等の実施を延期できるようにすることも含め、国としての方針を示すなど、市町村の事務負担軽減に配慮すること。

## (2) ワクチン接種関連システム

- ワクチン接種に関連するシステムに係る制度設計は、縦割りを排し、関係省庁が連携して一体的に行うとともに、自治体等への説明・支援の窓口も一元化し、自治体独自の予約システム等との一体的運用に配慮すること。

また、自治体等に対し、システムに関する情報を速やかに提供するとともに、システムの運用に当たっては、実際に使用する市町村や都道府県と緊密に連携しながら丁寧に検証を進め、洗い出された課題については、早急に改善につなげるなどの対応に努めること。

- 「ワクチン接種記録システム（VRS）」及び「ワクチン接種円滑化システム（V-SYS）」については、ワクチン接種の会場や医療機関における情報入力を基本としており、その確実な実施に向けて、日本医師会を通じた医療機関への協力要請や入力端末の十分な配布など、必要な措置を講ずること。

また、動画等による操作マニュアルの作成・配布や遠隔サポート体制の構築により、円滑なデータ入力を支援するとともに、入力端末の故障やトラブルにも迅速に対応できるよう、予備機の配布を行うこと。

さらに、早期に2つのシステムを情報連携させ、自治体のシステムとの円滑な情報連携を図り、データ入力や移行作業が必要最小限で済むようにするなど、市町村に過度な負担とならないよう改修を行うとともに、接種履歴の管理の一元化を図ること。

また、V-SYSにおける施設類型情報の変更については、これまでの知事会の提言を踏まえて可能とされたところであり、その点は評価しているが、変更できるのは、一度もワクチンの配分を受けていない場合と配分されたワクチンの在庫がない場合に限られており、例えば、医療従事者への接種と高齢者への優先接種が重なる時期に、それぞれの配分量や在庫量に応じた異なる施設類型を併存させることができないなど、ワクチンの移送に支障が生じる恐れがあることから、自治体におけるワクチンの様々な配分方法に柔軟に対応できるよう更なる改善を図ること。

- VRSについては、市町村が安心してシステムを運用できるよう、十分なセキュリティ対策を講じるとともに、システムの利用に起因するトラブルについては、国の責任において対応すること。

また、住民基本台帳システムや予防接種台帳システムから、マイナンバーや個人情報を含んだデータを組み合わせ、USBメモリ等を介してCSV形式で登録・更新する仕様となっているが、住民の転出入を反映するため、この仕様に従ったデータの更新作業が、今後、長期間にわたり継続的かつ頻繁に行われることとなる。このため、市町村が適切に情報漏えい防止の措置を講じることができるよう、国において、具体的な作業手順や留意すべき事項等についてガイドラインを定め、周知徹底を図ること。

さらに、このシステムの稼働に当たっては、新たにデータ登録等の作業が必要となることから、市町村や医療機関に対し、財政面も含め必要な支援を確実にを行うこと。

#### 4. 誰ひとり取り残さない社会の構築について

- 感染者及び最前線で治療に当たる医療従事者をはじめとするエッセンシャルワーカーやその家族、更には他の都道府県からの来訪者や外国人等に対するデマの拡散、偏見や差別、心ない誹謗中傷、感染者等個人の特定などにより人権が脅かされることのないよう、国においても人権を守る対策を強力に講じること。

また、地方の相談窓口の設置やネットモニタリング業務等に対する財政支援、国によるSNS人権相談窓口の設置などを行うとともに、国において感染者情報等の統一的な公表基準を定めること。

- 在住外国人の感染が各地域で拡大していることから、在住外国人に対しては、改めて感染対策を呼びかけるとともに、国においても感染拡大防止につなげるための実態把握等を行うこと。また、在住外国人を雇用する派遣事業者や派遣先についても業種別ガイドラインを策定するなど、感染防止対策を徹底すること。更に、在住外国人に対する保健所の積極的疫学調査、入院調整、健康観察等をはじめ、宿泊療養施設又は自宅における療養、外来診療・検査等が円滑に進むよう、通訳者等の雇用や多言語化等にかかる経費について、十分な財政的支援を講じるとともに、特に地域で不足する通訳者等の人材の確保・育成を行うこと。また、外国人住民への適切なワクチン接種のため、問診票等の多言語化やコールセンターでの多言語対応などの環境整備と市町村への財政支援も確実に行うこと。
- 子どもの貧困や児童虐待の潜在化のおそれなどを踏まえ、子ども食堂をはじめ地域で子育て支援を行う団体への支援を強化するとともに、ひとり親家庭や多子世帯への継続的な支援や生活福祉資金貸付等の各種特例措置の継続、修学旅行実施への配慮、大学生等の経済的負担の軽減や再び就職氷河期世代を生み出さないための対策のほか、新生活のスタートを切る若者への支援策を講じるなど、将来世代等を応援するための対策を行うこと。
- 生活が困難な方を支える生活福祉資金の特例貸付について、償還免除の要件を住民税非課税世帯に限定せず、借受人の収入実態等に基づき判断するなど、さらなる緩和するとともに、今後、生活が困難な方への相談や支援の中心となる生活困窮者自立支援事業の上限枠を見直すなど、継続的な支援体制が整備できるよう支援すること。また、収入が減少した方の国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料減免について、新年度も引き続き国による全額の財政支援を継続すること。
- 就職・就業の際に必要な各種の国家試験等について、受験生本人に感染が確認された場合や、感染が拡大している地域が試験地となっている場合等においても受験機会が最大限確保されるよう、オンライン試験の導入や代替日の設定を行うなど、国において環境整備を図ること。
- コロナ禍で深刻化する孤立・孤独対策を強力的に推進するとともに、自殺者が増加していることを踏まえ、国においても自殺対策を強力的に講じるとともに、交付金等の弾力的な運用を図ること。

令和3年3月20日

全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉 嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井 伸治
副本部長	京都府知事	西脇 隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩 祐治
本部員	43都道府県知事	

# みんなで新型コロナを抑えよう宣言

3月21日をもって、全国の緊急事態宣言が解除されることとなりました。これまでの間の国民や事業者の皆様のご協力、そして医療従事者のご尽力に心から感謝申し上げます。

しかし、これからの年度末・年度初めの時期は、歓送迎会や花見等での会食や、卒業・入学や就職・転勤等による全国的な人の動きなど、感染拡大の契機になりかねない機会が多い時期です。

また、全国で変異株による感染者も増加傾向にあり、今後の感染再拡大が懸念されています。

都道府県では、積極的疫学調査や戦略的なPCR検査等により感染拡大阻止を図るとともに、新たなまん延の予兆があれば迅速に対策を講じます。全国知事会としても、保健師や看護師の派遣協力などを通じて、全国での感染の抑え込みに努めてまいります。

国民、事業者、そして医療関係者の皆様におかれましても、引き続き新型コロナウイルス感染症の収束に向けて、各都道府県の取組にご協力をいただくとともに、感染再拡大を阻止するため、みんなで心ひとつに感染防止に取り組みましょう。

## ○ 改めて、基本的な感染防止策の徹底を！

- ・ 宣言解除で気を緩めることなく、マスク・手洗い・換気などの感染防止策、特に飲食の場での黙食・個食・マスク飲食などを徹底し、新型コロナウイルス感染症に対して、引き続き注意しましょう。特に、「密閉」、「密集」、「密接」の三密を避け、感染リスクが高まる「5つの場面」に注意しましょう。

- ① 飲酒を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間に及ぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 仕事から休憩室、喫煙所、更衣室等への居場所の切り替わり

## ○ 移動の多い年度末・年度初めは特にご注意を！

- ・ 都道府県境をまたぐ移動をする際は、基本的な感染防止対策を徹底するとともに、その地域での外出自粛要請や飲食店等への営業時間短縮要請など、自治体の要請や保健所の指示を守って、ウイルスの広がりをみんなで抑え込みましょう。

## ○ 事業者の皆さまも引き続きご協力を！

- ・ 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、オンライン会議などを一層推進しましょう。
- ・ 飲食店におかれては、座席間の距離の確保、アクリル板の設置、CO2モニターを活用した換気の徹底など、大切なお客様や従業員のためにも感染防止対策を徹底しましょう。

## ○ 新型コロナウイルス感染症に関する偏見・差別は絶対にやめましょう！

- ・ 感染者自身のほか、最前線で治療に当たる医療従事者、感染者が発生した団体に属する人、地域外から来られた方や外国人等に対する誹謗中傷や差別は絶対にやめましょう。
- ・ また、公的に出される情報を確認して、根拠のない情報やうわさ話などに惑わされないよう注意しましょう。

令和3年3月20日

全国知事会

鳥取県人口移動調査結果(令和3年3月1日現在)の概要について

令和3年3月24日  
統計課

○鳥取県の推計人口は、令和3年3月1日現在で549,925人となり、戦後初めて54万人台まで減少した。

- ・令和2年(令和2年1月～12月)の1年間で4,204人減少した。  
(自然動態3,310人減、社会動態894人減)

○自然動態は、減少幅が拡大傾向にある。

(平成21年(平成20年1月～12月、以下同じ。) : 1,735人減 平成26年 : 2,488人減 令和3年 : 3,310人減)

- ・出生数は、過去最少であった昨年(4,013人)を213人下回り、過去最少を更新した。  
(3,800人)(新型コロナウイルス感染症の影響で全国的に減少傾向)
- ・近年、出生数の減少率が増加している。③①→③② ▲2.4% ③②→③① ▲5.0% ③①→③② ▲5.3%
- ・死亡数は、過去最多であった昨年(7,611人)を501人下回った。

○社会動態は、県外への転出者(10,269人)、県外からの転入者(9,375人)ともに昭和33年以降最小となり、社会増減数(894人減)は平成17年以降最小となった。

- ・社会動態を年齢別にみると、「15歳～24歳」が他の年齢層に比べて転出超過が大きくなっている。特に「20歳～24歳」では、転出超過が800人以上となっている。
- 一方「35歳～39歳」では前年の転出超過から転入超過となっている。

○人口60万人台からの推移をみると、人口が1万人減少するのに要した期間は短くなっている。

60万人→59万人 43か月 (H16.6) (H20.1)  
57万人→56万人 37か月 (H25.7) (H28.8)  
55万人→54万人 26か月 (H31.1) (R3.3)

注)鳥取県の推計人口は、国勢調査結果を基に推計しているため、今回令和2年国勢調査の結果公表後に数値の補正を行い、54万人台になった時期を変更する場合がある。

1 推計人口の推移

(単位:人)

年次	総人口 (1月1日現在)	人口増減	自然動態			社会動態		
			自然増減数	出生者数	死亡者数	社会増減数	県外転入者	県外転出者
H21	595,020	-4,937	-1,735	4,921	6,656	-3,202	10,938	14,140
H22	591,472	-3,724	-1,747	4,880	6,627	-1,977	11,405	13,382
H23	588,410	-3,361	-2,122	4,793	6,915	-1,239	10,665	11,904
H24	585,754	-3,314	-2,031	4,971	7,002	-1,283	10,635	11,918
H25	582,762	-3,639	-2,254	4,823	7,077	-1,385	10,431	11,816
H26	579,233	-4,174	-2,488	4,752	7,240	-1,686	10,224	11,910
H27	576,230	-3,653	-2,544	4,548	7,092	-1,109	10,485	11,594
H28	572,782	-3,938	-2,638	4,628	7,266	-1,300	10,507	11,807
H29	568,775	-4,007	-2,916	4,459	7,375	-1,091	10,221	11,312
H30	564,390	-4,385	-3,221	4,329	7,550	-1,164	10,094	11,258
H31	559,701	-4,689	-3,117	4,223	7,340	-1,572	10,037	11,609
R2	554,855	-4,846	-3,598	4,013	7,611	-1,248	10,043	11,291
R3	550,651	-4,204	-3,310	3,800	7,110	-894	9,375	10,269

※各年の人口増減、自然動態、社会動態は前年1月～12月の年間数値。

※総人口は国勢調査の結果に基づき補正しているため、人口増減の数値を減じても総人口にはならない。

2 年齢5歳階級別社会動態

(単位:人)

年齢	R2.1～R2.12			H31.1～R1.12			H30.1～H30.12		
	社会増減	県外転入	県外転出	社会増減	県外転入	県外転出	社会増減	県外転入	県外転出
0～4歳	125	603	478	11	616	605	30	665	635
5～9	-36	265	301	-6	333	339	-18	355	373
10～14	-8	133	141	-20	159	179	-51	162	213
15～19	-354	691	1,045	-270	788	1,058	-257	709	966
20～24	-889	1,888	2,777	-866	2,096	2,962	-1,029	1,934	2,963
25～29	-175	1,458	1,633	-71	1,701	1,772	-117	1,718	1,835
30～34	77	1,095	1,018	13	1,180	1,167	-15	1,221	1,236
35～39	99	802	703	-42	832	874	-103	864	967
40～44	15	584	569	-97	560	657	-8	662	670
45～49	-7	519	526	6	527	521	-59	484	543
50～54	22	375	353	30	390	360	-22	349	371
55～59	58	312	254	-11	264	275	3	273	270
60～64	86	228	142	53	186	133	46	212	166
65～69	51	138	87	36	134	98	40	160	120
70～74	33	104	71	6	79	73	0	75	75
75歳以上	9	180	171	-20	198	218	-12	194	206
0～14	81	1,001	920	-15	1,108	1,123	-39	1,182	1,221
15～64	-1,068	7,952	9,020	-1,255	8,524	9,779	-1,561	8,426	9,987
65歳以上	93	422	329	22	411	389	28	429	401

3 年齢3区分の参考比較 <現時点①:人口最多年(S63年)②>

(単位:人、%、ポイント)

区分	R3.3.1現在		R2.10.1現在 ①		S63.10.1現在 ②		差(①-②)	
	実数	S63との差	実数	割合	実数	割合	実数	割合
総人口	549,925	-66,446	551,402	100.0	616,371	100.0	-64,969	-
年少人口(0~14歳)			68,595	12.5	123,934	20.1	-55,339	-7.6
生産年齢人口(15~64歳)			300,465	54.9	401,108	64.9	-100,643	-10.0
老年人口(65歳以上)			177,979	32.5	92,573	15.0	85,406	17.5

※S63年は人口が最も多い。

※総人口は年齢不詳を含むため、年齢3区分の計とは一致しない。

4 1万人減少に要した月数(60万人台~54万人台)

(単位:人)

区分	60万人台	59万人台	58万人台	57万人台	56万人台	55万人台	54万人台	
年月	H16.6	H20.1	H22.4	H25.7	H28.8	H31.1	R3.3	
人口	609,972	599,780	589,181	579,831	569,996	559,701	549,925	
	43か月		27か月		39か月		37か月	
					29か月		26か月	

※年月は各人口区分になった時点。

※57万人台については、H25.4月に579,871人となったが、H25.5月~6月に再び58万人台となったため、再び57万人台となったH25.7月を記載。

統計表1 年齢3区分別人口、構成比の推移(10月1日現在)

		人 口 (人)								
		総 数	年 少 人 口 (0 ~ 14 歳)	生 産 年 齢 人 口 (15 ~ 64 歳)	老 年 人 口 (65 歳 以 上)	構 成 比 (%)			男	女
						年 少 人 口	生 産 年 齢 人 口	老 年 人 口		
昭和	20年	563,220	204,180	322,964	36,076	36.3	57.3	6.4	255,525	307,695
	25年	600,177	206,630	355,386	38,067	34.4	59.2	6.3	289,787	310,390
	30年	614,259	203,181	367,869	43,208	33.1	59.9	7.0	297,015	317,244
	35年	599,135	186,407	366,761	45,967	31.1	61.2	7.7	286,716	312,419
	40年	579,853	154,589	374,525	50,739	26.7	64.6	8.8	275,572	304,281
	45年	568,777	131,725	380,499	56,553	23.2	66.9	9.9	269,497	299,280
	50年	581,311	128,361	388,155	64,720	22.1	66.8	11.1	277,151	304,160
	55年	604,221	130,631	398,944	74,474	21.6	66.0	12.3	289,946	314,275
	60年	616,024	130,668	400,717	84,609	21.2	65.0	13.7	295,511	320,513
	最多	63年	616,371	123,934	401,108	92,573	20.1	64.9	15.0	295,511
平成	2年	615,722	118,201	397,218	99,728	19.2	64.5	16.2	294,899	320,823
	7年	614,929	105,456	390,964	118,380	17.1	63.6	19.3	294,414	320,515
	12年	613,289	93,584	383,921	134,984	15.3	62.6	22.0	293,403	319,886
	17年	607,012	84,823	375,539	146,113	14.0	61.9	24.1	290,190	316,822
	22年	588,667	77,951	352,098	153,614	13.4	60.3	26.3	280,701	307,966
	27年	573,441	73,685	326,301	169,092	12.9	57.3	29.7	273,705	299,736
	28年	569,579	72,754	320,932	171,530	12.9	56.8	30.3	271,898	297,681
	29年	565,233	71,766	315,542	173,562	12.8	56.3	30.9	270,049	295,184
	30年	560,517	70,708	310,057	175,389	12.7	55.8	31.5	267,885	292,632
	令和	元年	555,663	69,569	305,232	176,499	12.6	55.4	32.0	265,710
2年		551,402	68,595	300,465	177,979	12.5	54.9	32.5	263,656	287,746
令和3年3月		549,925	-	-	-	-	-	-	263,027	286,898

※ 昭和20年は人口調査

※ 昭和25年から平成27年までは国勢調査人口。

※ 昭和63年は平成2年国勢調査結果による補間補正人口で過去最多。(年齢3区分別人口は補正前の数値)

※ 平成28・29・30・令和元年・2年は平成27年国勢調査基準の10月1日現在推計人口。

※ 年齢不詳は人口総数には含まれるが、年少人口、生産年齢人口、老年人口には含まれていない。

※ 構成比は人口総数から年齢不詳を除いて算出。

※ 小数第二位以下を四捨五入しているため、合計しても100%にならない場合がある。

※ 年齢3区分別人口及び構成比は10月1日現在のみ記載

統計表2 年齢5歳階級別推計人口

年齢階級	令和2年10月1日現在			対前年同月増減数		
	男女計	男	女	男女計	男	女
総数	551,402	263,656	287,746	-4,261	-2,054	-2,207
0～4歳	21,201	10,991	10,210	-414	-205	-209
5～9	23,058	11,681	11,377	-280	-154	-126
10～14	24,336	12,534	11,802	-280	-96	-184
15～19	25,466	12,943	12,523	-712	-428	-284
20～24	22,738	12,053	10,685	641	230	411
25～29	20,238	10,318	9,920	-1,201	-501	-700
30～34	25,545	12,886	12,659	-994	-501	-493
35～39	30,611	15,423	15,188	-818	-466	-352
40～44	34,845	17,617	17,228	-818	-464	-354
45～49	38,036	19,155	18,881	682	398	284
50～54	32,365	16,005	16,360	-104	-7	-97
55～59	33,586	16,366	17,220	-339	-61	-278
60～64	37,035	18,043	18,992	-1,104	-599	-505
65～69	41,783	20,371	21,412	-1,470	-689	-781
70～74	43,012	20,473	22,539	2,861	1,307	1,554
75～79	30,654	13,523	17,131	-341	-56	-285
80～84	25,465	9,971	15,494	-475	-44	-431
85～89	20,582	6,858	13,724	132	46	86
90～94	11,836	3,111	8,725	229	103	126
95歳以上	4,647	839	3,808	544	133	411
年齢不詳	4,363	2,495	1,868	0	0	0
再掲						
15歳未満	68,595	35,206	33,389	-974	-455	-519
15～64	300,465	150,809	149,656	-4,767	-2,399	-2,368
65歳以上	177,979	75,146	102,833	1,480	800	680
75歳以上	93,184	34,302	58,882	89	182	-93
85歳以上	37,065	10,808	26,257	905	282	623
割合(単位:%)						
15歳未満	12.5	13.5	11.7	-0.1	-0.1	-0.1
15～64	54.9	57.7	52.3	-0.4	-0.5	-0.4
65歳以上	32.5	28.8	36.0	0.5	0.6	0.5
75歳以上	17.0	13.1	20.6	0.3	0.4	0.3
85歳以上	6.8	4.1	9.2	0.2	0.2	0.3

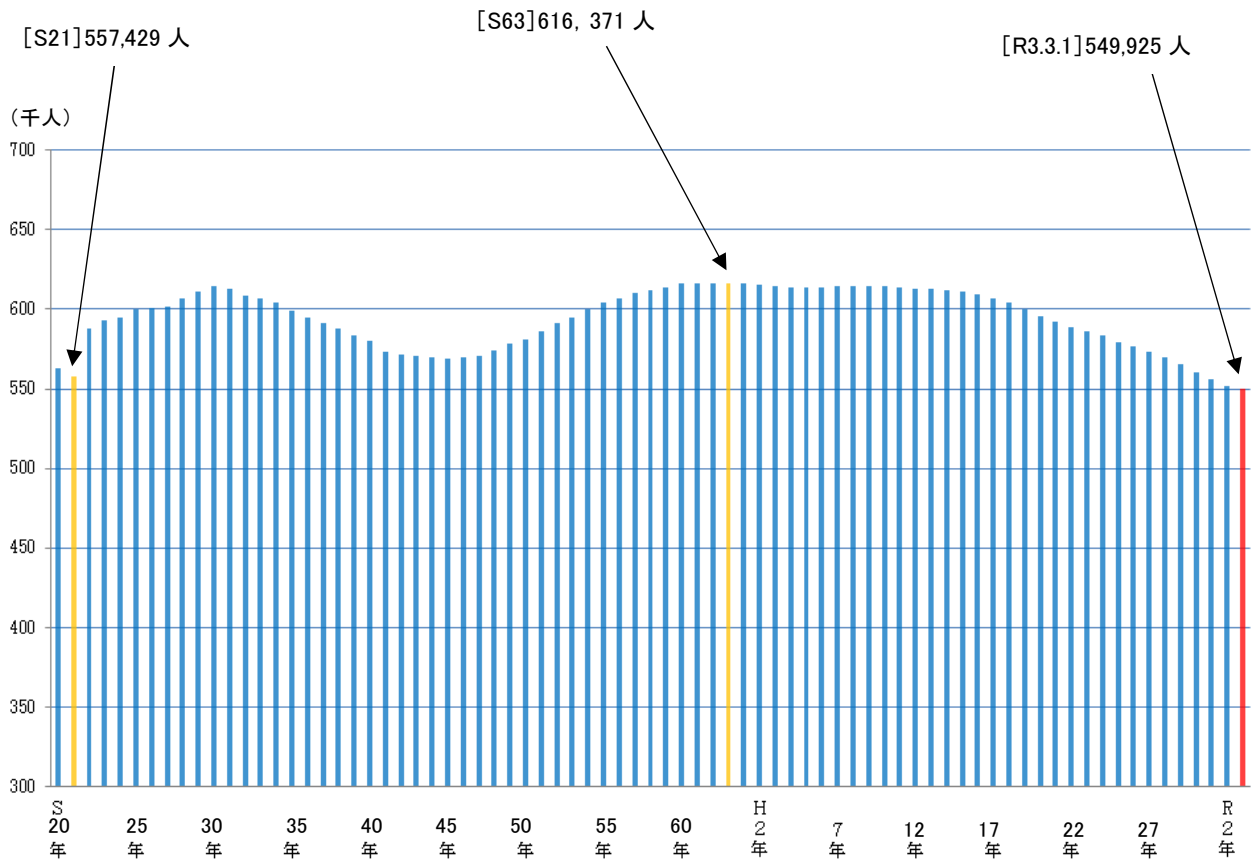


統計表3 市町村別推計人口

(R2.10.1現在)

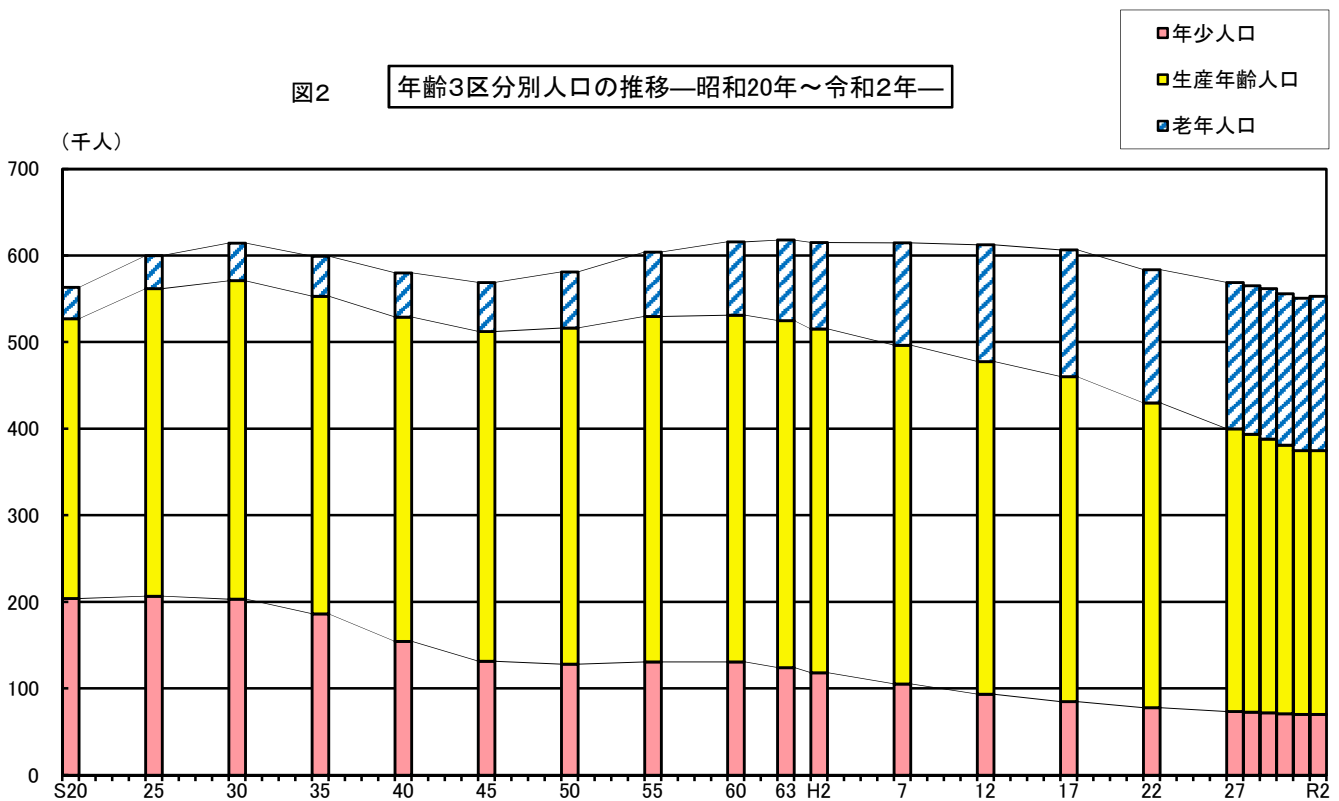
地域	推計世帯数	推計人口			年齢別(3区分)人口						人口増減数 対前年同 月増減
		総数	男	女	年少人口 (0~14歳)		生産年齢人口 (15~64歳)		老年人口 (65歳以上)		
					実数	構成比	実数	構成比	実数	構成比	
県計	221,443	551,402	263,656	287,746	68,595	12.5	300,465	54.9	177,979	32.5	-4,261
市計	171,949	414,033	198,633	215,400	52,806	12.9	232,002	56.6	124,971	30.5	-2,154
郡計	49,494	137,369	65,023	72,346	15,789	11.5	68,463	49.9	53,008	38.6	-2,107
岩美郡	4,031	10,741	5,125	5,616	1,155	10.8	5,539	51.6	4,046	37.7	-178
八頭郡	9,112	25,009	11,810	13,199	2,664	10.7	12,363	49.5	9,973	39.9	-413
東伯郡	18,765	52,316	24,795	27,521	6,660	12.7	26,954	51.6	18,625	35.7	-676
西伯郡	13,703	39,757	18,861	20,896	4,651	11.7	19,649	49.5	15,435	38.8	-576
日野郡	3,883	9,546	4,432	5,114	659	6.9	3,958	41.5	4,929	51.6	-264
東部地区	91,028	223,434	108,223	115,211	27,627	12.5	124,644	56.3	69,243	31.3	-1,647
中部地区	37,419	98,796	46,723	52,073	12,436	12.6	51,371	52.1	34,754	35.3	-1,139
西部地区	92,996	229,172	108,710	120,462	28,532	12.6	124,450	54.8	73,982	32.6	-1,475
鳥取市	77,885	187,684	91,288	96,396	23,808	12.8	106,742	57.5	55,224	29.7	-1,056
米子市	62,142	147,268	69,789	77,479	19,268	13.3	82,978	57.2	42,914	29.6	-399
倉吉市	18,654	46,480	21,928	24,552	5,776	12.5	24,417	52.7	16,129	34.8	-463
境港市	13,268	32,601	15,628	16,973	3,954	12.2	17,865	54.9	10,704	32.9	-236
岩美町	4,031	10,741	5,125	5,616	1,155	10.8	5,539	51.6	4,046	37.7	-178
若桜町	1,149	2,869	1,347	1,522	192	6.7	1,281	44.6	1,396	48.7	-72
智頭町	2,492	6,393	2,961	3,432	622	9.7	2,951	46.2	2,819	44.1	-127
八頭町	5,471	15,747	7,502	8,245	1,850	11.8	8,131	51.7	5,758	36.6	-214
三朝町	2,257	6,006	2,835	3,171	680	11.3	2,904	48.4	2,422	40.3	-102
湯梨浜町	5,737	15,987	7,620	8,367	2,258	14.1	8,535	53.4	5,191	32.5	-121
琴浦町	5,853	16,278	7,614	8,664	1,956	12.1	8,252	50.9	5,996	37.0	-247
北栄町	4,918	14,045	6,726	7,319	1,766	12.6	7,263	51.7	5,016	35.7	-206
日吉津村	1,237	3,503	1,622	1,881	521	14.9	1,969	56.4	1,003	28.7	6
大山町	5,283	15,404	7,370	8,034	1,709	11.1	7,415	48.2	6,275	40.7	-286
南部町	3,535	10,311	4,907	5,404	1,157	11.2	5,230	50.7	3,921	38.0	-168
伯耆町	3,648	10,539	4,962	5,577	1,264	12.0	5,035	47.8	4,236	40.2	-128
日南町	1,754	4,082	1,929	2,153	296	7.3	1,628	39.9	2,158	52.9	-110
日野町	1,188	2,837	1,288	1,549	180	6.3	1,205	42.5	1,452	51.2	-69
江府町	941	2,627	1,215	1,412	183	7.0	1,125	42.8	1,319	50.2	-85

図1 人口の推移—昭和20年～令和3年—



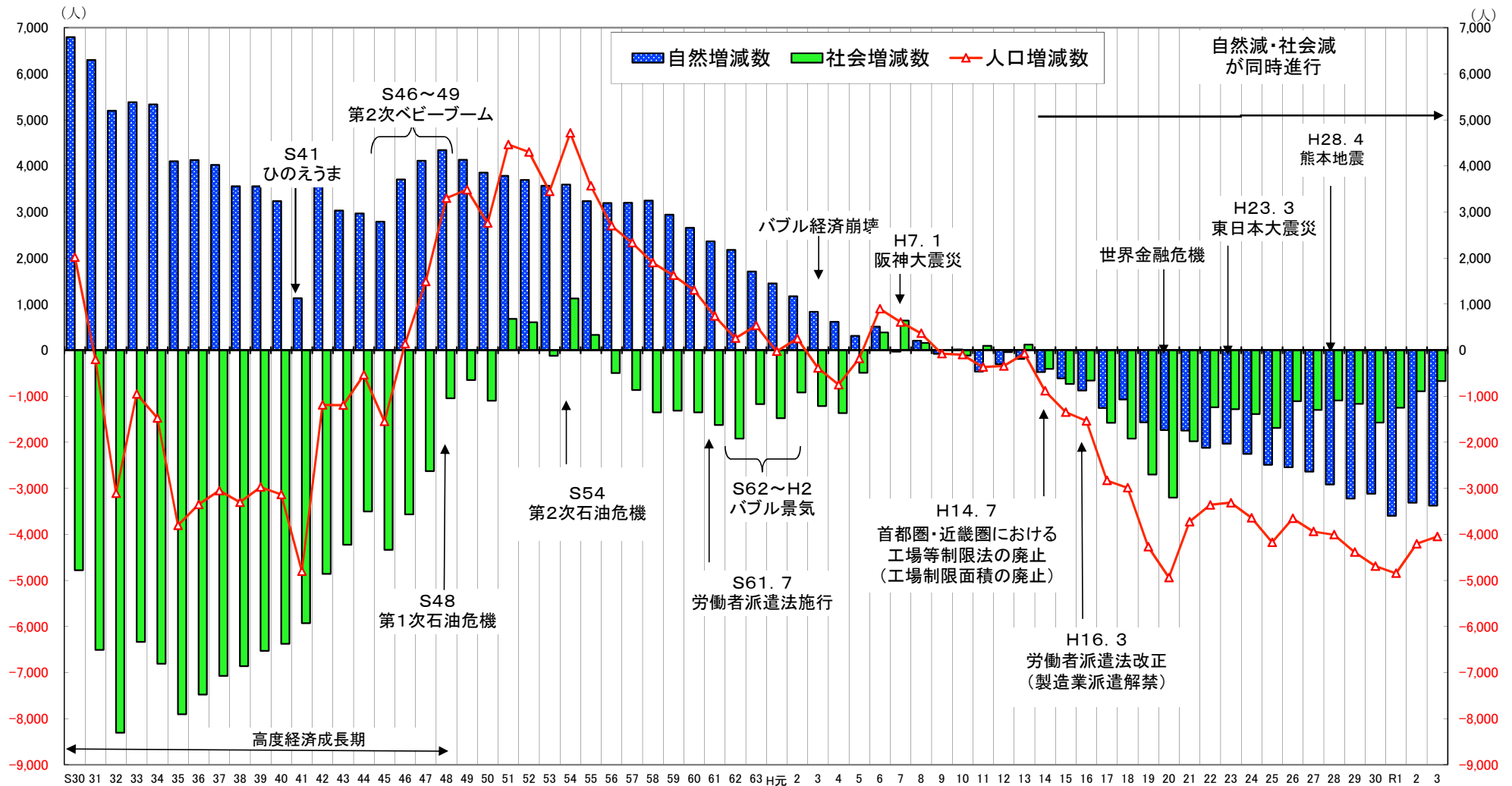
注) S20～R2年の人口は10月1日現在の人口、令和3年は3月1日による。

図2 年齢3区分別人口の推移—昭和20年～令和2年—



注) 年齢3区分別人口は10月1日現在の人口。

# 鳥取県の人口動態の推移 (S30~R3)



※グラフは、暦年(1月~12月)の値